



裁 決 書

審査請求人  
横浜市栄区庄戸3-13-23  
永田 親義

平成26年8月12日付けで提起された審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）の一部開示決定について、本件対象文書のうち別紙の3に掲げる部分につき、不開示とした決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

なお、本件審査請求の余の部分は、棄却する。

理 由

第1 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年7月25日付け国関整総情第642号-1、同第642号-2及び同第642号-3による一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

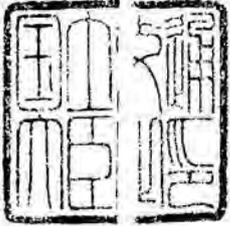
(1) 審査請求書

ア 審査請求の趣旨

国交省は、事業者として地権者との用地交渉記録について特定の個人を識別することができるものでもなく、また国の機関の事業で公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとは言えない情報まで非開示（黒塗り）としたのは違法であり、非開示部分の情報を直ちに開示せよ。

イ 審査請求の理由

情報公開は、国民主権と民主主義の基本であり、法1条には、行政機関の所有する情報の一層の公開を図ることによって、公正で民主的な行政の推進に資すると謳われている。



本件開示請求の対象である情報は、開示請求人のみならず、当該地区の地権者にとって自らの所在地について事業者がどのような交渉の働きかけをするのかについては是非知りたいものであり、当然全面公開すべきであるにも拘らず、理由と根拠を一切示さないまま殆んど全面非開示（黒塗り）としたのは、法に反する違法な処分である。

ウ 非開示部分（黒塗り）の不合理性と違法性

(ア) 交渉場所について

交渉場所について、特定地番A及び特定地番Bトラスト地についていずれも全面非開示としているが、これは全く無意味であり、実質的な交渉がなかったことを隠蔽するためとしか考えられない。というのは、本件に関して事業者から働きかけを受けた地権者の人々の語るところによると、事業者からの委託を受けた業者の者から電話、自宅訪問、文書投函（留守の場合）の三通りの方法で働きかけがあったという。

そうだとすれば、交渉場所はすべて地権者宅のはずであるからはっきりとそのように記すべきであり、それを非開示とする理由は全くないのである。或いは、そうすれば個人を特定できる可能性があるから非開示としたと言うかもしれないが、それは自己矛盾と非合理的な言い訳に過ぎない。というのは、多くの場合、交渉の相手方の氏名は開示して明記されているからである。以上のように、交渉場所の全面非開示は無意味且つ非合理的であるだけでなく、法に反する違法なものである。

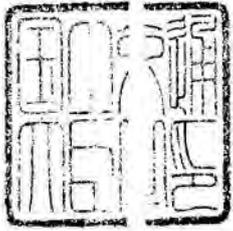
(イ) 出席者当所について

これは用地交渉に当たった事業者側の者のことであるが、特定地番A及び特定地番Bトラスト地のいずれについても全面非開示（黒塗り）としている。しかし、これらの個人名は事業者自身が用地交渉時の文書で明らかにしており、それを非開示とする理由は一体何のためか不可解であり、個人情報保護とは一体何かの意味を理解していないのではないかとさえ思われる。

というのは、特定地番Aトラスト地については、関東地方整備局X国道事務所（以下「事務所」という。）の委託を受けた特定会社Cと称する企業の担当者2名が交渉に当たる旨を記載した文書が地権者に届けられており、同じく特定地番Bトラスト地については、特定会社Dと称する企業の担当者2名を記した文書が地権者に届けられているからである。このように、文書に記して公表された個人名を非開示の黒塗りにする理由は一体何か、全く奇怪という外ない。

そもそも、用地交渉という個人の財産権に関する重要な話し合いは、公務員である国交省職員が自ら行うべきであるにも拘わらず、どのような法的根拠によるのか知らないが、民間企業に委託してその社員が行うのは、地権者を軽視するものであるだけでなく、すべての地権者の個人情報を広く民間企業に拡散させるものであり、極めて危険なことというべきである。

もちろんこれは、法的に許されることとして民間企業に委託したものであると思われるが、もしそうだとすれば、委託を受けた企業の業務は公金を使う公的業務であり、それに携わる者は、当然公的責任を負うのである。すなわち、当該担当者は公務員と同じく個人情報保護の対象外として当然個人名は公表されるべきものである。このことを知ってか知らずか、事業者は用地交渉に当たった民間企業の担当者の個人名をすべて非開示としたが、これは法に反する重大な違反行為として責められるべきである。



その上に、特定地番Aトラスト地についての交渉記録には、3名の担当者が押印（黒塗り）しているが、責任者に当たる上司の押印がないのは一般社会常識として理解不能である。ましてや、特定地番Bトラスト地の交渉記録には全く押印がなく、言語道断である。地権者との唯一の重要な交渉の記録としてこの扱いは理解不能であり、担当者を含めた組織の責任が感じられず、これらが正式の交渉記録であることは疑わしいと言わざるを得ない。

(ウ) 出席者相手方について

出席者相手方とは、用地交渉の相手である地権者のことであるが、開示と非開示が混在していて、特定地番Aトラスト地については開示275枚、非開示196枚であり、特定地番Bトラスト地については開示238枚、非開示9枚となっている。

これは、用地交渉の相手方である地権者を開示と非開示に区別するという全く理解できない奇怪なものであるが、その理由について一切の説明がないのは、法に反するだけでなく、地権者を無視するものである。用地交渉の相手として全く同じ条件にあるはずの地権者を、開示と非開示に分ける理由は何なのか、もちろん、そこには個人情報保護の視点に立つ判断があるはずであるが、そこで守るべき個人情報の違いとは何なのか、是非明らかにすべきである。そうでないと、事業者は単にある土地の地権者という情報のほかに、開示と非開示に分ける上で重要な個人情報を保持しているとしたか考えられず、それをどのようにして入手したのかという疑念が生じ、地権者としては不気味な不安すら覚えるのである。

また、上記と同じことであるが、出席者の相手方として複数名を開示した場合、何名かを開示しながら一部を非開示としたケースがいくつか見られる。これも同じ日の同じ時間に交渉した地権者名を開示と非開示に分けるという奇怪なことを、何の説明もないまま行ったものであり、これが法に反することは言うまでもない。

(エ) 交渉内容について

交渉内容は全面非開示となっているが、なぜ非開示なのか全く理解できない。一方、交渉時間は開示されており、これを見ると殆んどが2～3分程度、長くても5分までの短時間になっていて、このような短い時間に具体的な用地交渉ができるはずはないのである。たとえ十分な時間をかけて具体的な用地交渉がなされた場合でも、その内容を非開示とする理由があるとは思われないが、本件の場合、ごく短時間に挨拶程度のことしか出来ないはずであり、それを非開示にするのは言語道断である。

事業者は、短時間でも大事な交渉が行われ、その内容は個人情報保護のために非開示にしたと主張するかもしれないが、土地問題という重要なことがごく短時間に行われることなどあり得ないことは万人の認めることである。実際、具体的な用地交渉が行われなかったことは、国交省の委託を受けた企業の担当者が、地権者が留守だったとしてポストに投函した「ご挨拶」なる文書を見れば明らかであり、そこには用地買収に関する具体的なことは一切書かれていないのである。電話による場合や、自宅訪問して直接話すときも、身分を明らかにして要件を簡単に述べるだけで2～3分は過ぎてしまうので、具体的な用地交渉などできるはずはないのである。

そこで、用地交渉がこのようなものである場合、これを開示すれば実質的な交渉が全く行われていないことが明白となるため、これを恐れて全面非開示としたとしか考えられないのである。

(オ) 以上のように、事業者は法で非開示が認められている特定の個人を識別する恐れのあるものや、当該事業に関する情報で、公にすることによって事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものにも該当しない情報を、理由もなく非開示としており、これは法に反するものとして、直ちに撤回してすべての情報を即時に開示すべきである。

(2) 意見書

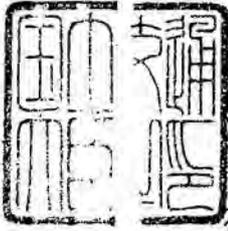
ア 誤った法解釈をもとに不開示の正当性を主張するのは不当である  
理由説明書は、不開示部分1について、「原処分で出席者相手方名が開示されている用地交渉記録においては、交渉場所を開示することによって、既に開示している交渉年月日及び交渉時間と照合することにより、特定個人の特定日時における行動自体が、法5条1号本文に規定する個人に関する情報であり、・以下省略」としている。

また、不開示部分3について、「交渉年月日、交渉時間及び事業名・箇所名が明らかになっている用地交渉記録において、氏名を開示することは、特定個人が用地交渉に関係していたという、特定日時における個人の行動を明らかにすることになる。この特定日時における特定個人の行動は、法5条1号本文に規定する個人に関する情報であって、・以下省略」と述べている。さらに、「用地交渉は、通常はその内容等を被補償者との間では公にしないことを了解した上で進められていることから、特定個人が特定日時に用地交渉を行ったという事実が開示されることとなれば、・以下省略」とも述べている。

以上、理由説明書から引用した文章の下線部にみられるように、処分庁は法5条1号は特定個人の識別にとどまらず、特定個人の特定日時における行動まで個人情報保護の対象になる旨規定しているとしている。しかし、法5条1号は、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・」となっていて、あくまでも特定個人の識別ができないようにするのが目的であって、特定個人の特定日時における行動までも知れないようにと規定はしていないのである。換言すれば、一旦特定の個人が識別されれば、個人情報の保護は最早不要であり、その個人が特定日時どのような行動をするかといったことは法と無関係である。それにも拘わらず、理由説明書が特定個人の特定日時における行動を法5条1号と関連するとして、全文を通じて主張しているのは不可解であり、これは明らかに法解釈の誤りである。

以上から明らかなように、法5条1号が規定している個人情報保護の対象は特定個人の識別であり、従って氏名が明らかになった個人は、最早保護の対象ではあり得ないのである。理由説明書によると、処分庁は、本件開示請求に係る土地の登記簿を確認し、そこに記録されている所有者の氏名を知ったとし、しかもこれは法令の規定により公にされている情報であると言いながら、それらのうちある者は氏名を開示し、ある者は不開示にするという不可解なことをしている。しかも、氏名を公表した場合でも、交渉年月日、交渉時間等などを開示すれば特定日時における特定個人の行動が明らかになるから、これは不開示にしたという全く不合理且つ自己矛盾の処分をしているのである。

さらに理由説明書は、不開示部分2について、「当該不開示部分には、用地交渉に同席した特定会社Eの社員の役職、氏名、事務所から業務委託を受けて補償説明業務を行った民間企業の社員の氏名、主任担当者等の印影が記載されていることから、法5条1号本文に規定する特定個人を識別することのできる情報である。・」としている。



これは、事務所から業務委託を受けて交渉に当たった民間企業の担当者名を記した「ご挨拶」という文書のことと思うが、これは用地交渉の相手方のみに限られたもので、HP等で公開されていないし、また民間企業の社員の氏名を公表するような法令の規定又は慣行は存在しないので、担当者の氏名を公表しなかった処分庁の判断は妥当であると主張している。しかし、この文書は特定地番A及び特定地番Bトラストの地権者270余名の大半に届けられており、しかもその内容は、地権者のみではなく南線事業に利害関係を有する住民の多くが知るところとなっている。このようなものを個人情報保護の名目で不開示するのは凡そ無意味である。

イ 実際は存在しない架空の用地交渉を前提に不開示の正当性を主張するのは不当である

理由説明書は、不開示部分3について、「用地交渉は、通常はその内容等を被補償者との間では公にしないことを了解した上で進められていることから、特定個人が特定日時に用地交渉を行ったという事実が開示されることとなれば、事業者が被補償者との間で築き上げてきた信頼関係が損なわれ、今後、用地交渉自体を阻む被補償者も出てくる恐れがある。従って、当該情報は法5条6号柱書によっても、不開示すべき情報である。」と主張している。

また、不開示部分4について、「当該不開示部分には、特定番地の地における補償の経過、内容等が記載されているが、・・・以下省略」述べている。これらの文章は、企業者と地権者の間で補償の件について具体的な交渉が行われたとし、そのことを前提に処分庁の不開示処分が行われたと主張しているが、実際は具体的な用地交渉は一切行われていないのである。

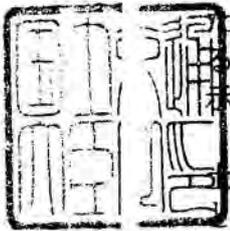
用地交渉とは、特定番地の土地について測量や補償額などについて具体的な話し合いをすることであるが、本件の場合そのようなことは全くなされておらず、実際に行われたのは留守宅への「ご挨拶」という文書の配布と、この挨拶と同じ内容の電話や訪問時の挨拶であり、そこには用地交渉すべき土地の番地すら一切出ていないのである。それも宛も地権者の所有者の所有地について、補償額などを話し合ったかのような上記理由書の記載は全く架空のものであり、誤魔化し以外の何ものでもない。

以上に述べた如く、理由説明書は、処分庁による不開示処分は法の規定に基づき適正になされたものであるとしているが、これは法の解釈の間違いに基づく不当な主張である。さらに、不開示部分には特定番地における補償の経過、内容が記載されており、不開示処分は当然であるとしているが、これは存在しない用地交渉を前提にした架空の議論である。

このように、処分庁の不開示処分を妥当とする理由説明書は明らかな誤りであり、従って本件不開示処分は取り消して開示請求すべてについて直ちに開示すべきであり、そのことを強く求める。

#### 認定事実

- (1) 審査請求人は、処分庁に対して、平成26年5月22日付けで、法第3条の規定に基づき、本件開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対して、平成26年7月25日付け国関整総情第642号-1、同第642号-2及び同第642号-3により、法第9条第1項の規定に基づく原処分を行った。
- (3) 審査請求人は、不開示部分の開示を求めて、平成26年8月12日付



けで、国土交通大臣（以下「審査庁」という。）に対して本件審査請求を提起した。

- (4) 審査庁は、処分庁に本件審査請求に係る弁明書の提出を求めたところ、処分庁は平成26年12月10日付け国関整用企第195号により弁明書を提出し、これに対して、審査請求人は、平成27年1月25日付けで反論書を提出した。
- (5) 審査庁は、平成27年9月2日付け国広情第148号により、法第18条の規定に基づき、内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- (6) 審査会は、上記(4)の諮問について、平成27年12月10日付け府情個第3951号（平成27年度（行情）答申第562号）により、審査庁に対して答申した。

### 第3 判断

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定地番A及び特定地番Bに係る特定期間の用地交渉記録の開示を求めたものである。

本件開示請求を受けて、処分庁は別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）を特定し、そのうち法第5条第1号及び第6号に該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

審査庁は、原処分で不開示とした部分であって、不開示部分1のうち、別紙の3に掲げる、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができない部分については新たに開示すべきであり、不開示部分1のその他の部分（以下「不開示部分①」という。）及び不開示部分2ないし不開示部分4（以下、併せて「不開示維持部分」という。）については、不開示を維持すべきであると考える。

以下、本件対象文書の不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

##### (1) 不開示部分①、不開示部分3及び不開示部分4について

ア 不開示部分①、不開示部分3及び不開示部分4は、用地交渉の相手方の氏名、住所、電話番号、交渉場所及び交渉内容について記載されている部分のうち、原処分において開示されたもの及び審査庁が新たに開示すべきであるとしているものを除いたものである。

イ 本件対象文書を見分すると、不開示部分①、不開示部分3及び不開示部分4には、特定地番に係る用地交渉として、いつ、どこで、誰と、どのような交渉が行われたかという内容が記載されており、これらは全体として交渉相手に係る法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

このような用地交渉に係る交渉相手に関する情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法第5条第1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

また、氏名等の特定の個人を識別できることとなる記述等の部分はもとより、その余の情報についても開示することにより周辺地域の関係者等特定の者において当該交渉相手が誰であるかを推測することが可能となり、個別の交渉状況や内容を知られることにより当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、法第6条第2項によ

る部分開示の余地もない。

したがって、不開示部分①、不開示部分3及び不開示部分4は、法第5条第1号の不開示情報に該当すると認められるので、同条第6号該当性について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 不開示部分2は、用地交渉に同席した特定会社Eの社員の役職、氏名、事務所から業務委託を受けて補償説明業務を行った民間企業の社員の氏名、主任担当者等の印影が記載されている部分である。

イ 本件対象文書を見分すると、不開示部分2は、用地交渉の出席者のうち「当所」又は「当方」の欄に記載された者の氏名等であり、原処分で開示されている事務所の職員の氏名等を除くものである。

不開示とされている者は、いずれも公務員ではない民間会社の社員と認められる。

これらは法第5条第1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当し、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

また、いずれも特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であり、法第6条第2項による部分開示の余地もない。

したがって、不開示部分2は、法第5条第1号の不開示情報に該当するものと認められるため、不開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人は、地権者に対して民間企業の担当者名を記した文書が配布されており、当該氏名等は公にされたものである旨主張するが、処分庁は、当該文書の配布は用地交渉の相手方のみに限られたものであって、一般の者を対象として公にする趣旨のものではない旨説明しており、これを否定する事情もないことから、当該配布によって法第5条第1号ただし書イに該当するとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

第4 結論

以上のとおりから、本件対象文書につき、その一部を法第5条第1号及び第6号に該当するとして不開示とした決定のうち、別紙の3に掲げる部分は開示すべきであるが、審査庁がなお不開示とすべきとするその余りの部分は、同条第1号に該当するので、同条第6号について判断するまでもなく、不開示と判断した。

なお、以上の判断については、本件審査請求に係る審査会答申（平成27年度（行情）答申第562号）に沿ったものである。

よって、主文のとおり裁決する。

平成28年 3月 9日

国土交通大臣 石井 啓

